

## 上場有価証券等 補完書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この補完書面および契約締結前交付書面集の「上場有価証券等書面」をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 上場投資信託（ETF）のお取引にあたって当社及び金融商品仲介業者とお客様との利益が相反する可能性について

上場有価証券等のうち、上場投資信託のお取引に関し、以下の事項があることにより、当社及び金融商品仲介業者とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- 当社は、上場投資信託を販売することにより、販売会社が配分を受ける信託報酬を受領する場合があります。信託報酬の配分については上場投資信託の目論見書に記載があります。
- 金融商品仲介業者は、上場投資信託の販売を仲介することにより、購入時手数料（預かり資産残高連動手数料コースを契約されている場合は残高連動手数料）及び販売会社が配分を受ける信託報酬のうち最大で全額を受領することがあります。これらは、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行の取次、アフターフォロー等の対価です。詳しくは、金融商品仲介業者より説明いたします。
- 金融商品仲介業者と上場投資信託の発行者または所属金融商品取引業者である当社（以下「発行者等」といいます。）と資本関係がある場合、金融商品仲介業者が上場投資信託の販売を仲介することで、資本関係がある発行者等の収益となることによりグループ全体の利益となります。また、金融商品仲介業者の役職員が発行者等の役職員を兼職するなど人的関係がある場合、金融商品仲介業者が上場投資信託の販売を仲介することで人的関係がある発行者等の収益となります。発行者等との資本関係・人的関係がある場合は、金融商品仲介業者より詳細を説明いたします。
- 金融商品仲介業者の役職員又は特定の部署に対する業績評価上、特定の上場投資信託の販売実績が上場投資信託を含む他の投資信託の販売実績より高く評価されることがある場合、金融商品仲介業者の営業員は当該特定の上場投資信託を他の投資信託より優先して推奨・販売する動機が生じ得る立場にあります。営業員に対する特別の評価がある場合は、金融商品仲介業者より詳細を説明いたします。

### 当社の概要

商号等	あかつき証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号
本店所在地	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町17番10号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億6700万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	大正7年10月
連絡先	お取引のある支店または オペレーションセンター 0120-753-960へ直接ご連絡ください。

### 【ご参考】

この補完書面の目的は以下の2点です。

- ① 金融商品取引業等に関する内閣府令改正に伴い、上場投資信託（ETF）のお取引にあたって、当社及び金融商品仲介業者とお客様との利益が相反する可能性について、規程を追加するもの。
- ② 当社は2026年3月31日付で一般社団法人金融先物取引業協会を脱退しました。また、一般社団法人日本投資顧問業協会が2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会と合併し、新名称が一般社団法人資産運用業協会となりました。これらに伴い当社の加入協会の記載を変更するもの。

なお、2026年4月1日以降に交付する契約締結前交付書面集（Ver.1.24 2026.04）は、契約締結前交付書面集（Ver.1.24 2025.07）とこの補完書面の内容を統合し、記載しております。